

○総務省告示第六百三十八号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を次のように定める。

なお、平成十五年総務省告示第二百九十五号（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく表示等に関する省令第二条第二項の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別を定める件）は、廃止する。

平成十九年十一月二十日

総務大臣 増田 寛也

1 登録外国適合性評価機関の区別

登録外国適合性評価機関	区別
TELEFICATION B. V.	201
CETECOM ICT Services GmbH	202
BABT	203
Phoenix Testlab GmbH	204

## 2 その他の文字等

登録外国適合性評価機関が一の技術基準適合証明又は工事設計ごとに十けた以下のアラビア数字により定めるものとする。この場合において、アラビア数字の頭字の前に五文字以内の英字を付すことができる。ただし、次に掲げる特定無線設備に係る認証工事設計（無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号）附則第五条第四項の規定により工事設計認証を受けたものを除く。）のうち、空中線の型式、構成又は利得のみを変更したものの文字等は、当該認証工事設計のものと同一とすることができる。

- 一 証明規則第二条第一項第十九号に規定する特定無線設備
- 二 証明規則第二条第一項第十九号の二に規定する特定無線設備
- 三 証明規則第二条第一項第十九号の三に規定する特定無線設備
- 四 証明規則第二条第一項第十九号の三の二に規定する特定無線設備